

# 伊 勢 市 公 報

第 306 号  
平成 30 年 8 月 6 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市住居表示に関する条例	5
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例	13
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則	15
○ 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	17
○ 伊勢市住居表示に関する規則	21
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	35
○ 伊勢市庁舎管理規則	47
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	54
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	58
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市守衛服務規程の一部を改正する訓令	60
<b>告 示</b>	
○ 地縁団体の認可について	62
○ 地縁団体の認可について	64
○ 平成 30 年度補正予算の要領について	66
○ 地方税法又は伊勢市市税条例に基づく申告等に関する期限の延長について	71
○ 市道の路線の廃止について	73
○ 市道の路線の認定について	74
○ 道路の区域の決定について	77
○ 道路の供用開始について	79
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	82
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	83
○ 公示送達	84
○ 公示送達	85
○ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について	86
○ 犬の抑留について	87

公 表

○ 平成 29 年度定期監査等結果に対する措置状況について	88
○ 平成 29 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	95
○ 平成 29 年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況について	97

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第34号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊勢市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市住居表示に関する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第35号

### 伊勢市住居表示に関する条例

伊勢市住居表示に関する条例（平成17年伊勢市条例第114号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居の表示に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （街区の区域）

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに、関係人及び関係行政機関の長に通知しなければならない。

#### （住居番号）

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として規則で定めるもの（以下「建築物」という。）の新築（改築等によって新たに建築物に該当することとなるものを含む。）をした者は、直ちに市長に住居番号の付定の申請をしなければならない。

2 建築物を撤去し、又はその主要な出入口を変更した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

3 前2項に定める場合のほか、建築物の所有者、管理者又は占有者は、従来の住居番号を変更する必要があるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、住居番号について必要な措置を講じなければならない。

(1) 第1項の申請又は第2項の規定による届出があったとき。

- (2) 前項の規定による申出があった場合において、その必要があると認めるとき。
  - (3) 関係人又は関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき。
  - (4) 実態調査等により住居番号を付定し、変更し、又は廃止する必要を知り得たとき。
- 5 市長は、住居番号を付定し、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知するものとする。

(住居番号の表示)

第4条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、当該建築物の主要な出入口、門等の通行人から見やすい場所に住居番号を表示しておかなければならない。

2 前項の表示の様式は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市条例第36号

### 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公  
布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第37号

### 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第5条の前の見出しを「（福祉医療費の助成）」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「対象医療費」を「寡婦対象医療費」に、「を次の各号のとおり」を「について、次の各号に定めるところにより算定した額を福祉医療費として」に改め、同条第1号及び第2号中「対象医療費」を「寡婦対象医療費」に改める。

第7条中「を申請するため、福祉医療費証明書料を支払ったときは、当該福祉医療費証明書の交付を受けるために要する費用」を「の申請のために保険医療機関から当該申請に係る医療に関する給付に関する証明を受けた場合において、当該証明に要する費用を要したときは、当該費用」に改める。

第9条を次のように改める。

（助成の方法）

第9条 福祉医療費及び証明書料の助成は、規則で定めるところにより、受給資格者又は保護者等の助成の申請により行う。

2 市長は、前項の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る福祉医療費及び証明書料の助成の可否を決定し、規則で定めるところにより、その旨を当該申請をした者に通知する。

3 前2項の規定にかかわらず、受給資格者が市長の認める保険医療機関において医療に関する給付を受けた場合においては、証明書料の助成は、証明書料として助成すべき額を当該保険医療機関に支払うことにより行うことができる。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達するま

での者である受給資格者が市長の認める保険医療機関において医療に関する給付を受けた場合においては、福祉医療費の助成は、福祉医療費として助成すべき額を当該保険医療機関に支払うことにより行うことができる。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 38 号

伊勢市学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢市学校設置条例（平成 17 年伊勢市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小学校の部伊勢市立神社小学校の項及び伊勢市立大湊小学校の項を削り、同部に次のように加える。

伊勢市立みなと小学校	伊勢市大湊町 1282 番地
------------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 33 年 4 月 1 日から施行する。  
（伊勢市立学校施設の開放に関する条例の一部改正）
- 2 伊勢市立学校施設の開放に関する条例（平成17年伊勢市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 神社小学校の項及び大湊小学校の項を削り、同表二見浦小学校の項の次に次のように加える。

みなと小学校	体育館
	運動場
	プール

伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則をここに公  
布する。

平成 30 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 31 号

### 伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市バリアフリー観光情報発信業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

#### (委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第32号

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年伊勢市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 通知に基づく生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第2条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 通知に基づく生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務

第7条第3号イ中「自立支援給付」の次に「の支給」を加える。

第8条第1号ア中「第13条第2項」を「第6条第2項」に改め、同号ウ中「通知に基づく」を削り、「生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金」を「同法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金」に改め、同号シ中「若しくは」を「及び」に、「実施又は」を「実施、」に改め、「平成19年法律第127号」の次に「。以下このシにおいて「平成19年改正法」という。」を加え、「実施に」を「実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下このシにおいて「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下このシにおいて「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に」に改め、同条第5号中「第2条第7号」を「第2条第9号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第2条第8号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

第9条第1号ウ中「生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）」を「生活保護実施関係情報」に改める。

第12条及び第14条中「同条第1号ツ」を「同条第1号ナ」に改める。

第15条第2号中「生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報」を「生活保護実施関係情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市住居表示に関する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 33 号

### 伊勢市住居表示に関する規則

伊勢市住居表示に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 98 号）全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号。以下「法」という。）及び伊勢市住居表示に関する条例（平成 30 年伊勢市条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（住居表示を必要とする建物その他の工作物）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項に規定する住居表示を必要とする建物その他の工作物として規則で定めるもの（以下「建築物」という。）は、住宅、事務所、事業所その他これらに類するものとする。ただし、市長が住居表示を必要としないと認めるものについては、この限りでない。

（住居番号の付定の申請等）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による申請は、住居番号付定申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 3 条第 2 項の規定による届出は、建築物を撤去した場合にあっては、廃止届（様式第 2 号）により、その主要な出入り口を変更した場合にあっては、変更届（様式第 3 号）によるものとする。

3 条例第 3 条第 3 項の規定による申出は、住居番号変更申出書（様式第 4 号）によるものとする。

4 条例第 3 条第 5 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 住居番号を付定した場合 住居番号の付定に関する決定通知書（様式第 5 号）

(2) 住居番号を変更した場合 住居番号の変更に関する決定通知書（様式第6号）

(3) 住居番号を廃止した場合 住居番号の廃止に関する決定通知書（様式第7号）

（決定通知書の再交付）

第4条 前条第4項各号に掲げる通知を受けた者は、当該通知書を破り、汚し、又は失ったときは、再交付申請書（様式第8号）により当該通知書の再交付を申請することができる。

（街区の表示）

第5条 法第8条第1項に規定する表示板は、街区表示板（様式第9号）によるものとする。

（住居番号の表示）

第6条 条例第4条第2項の規則で定める様式は、住居表示板（様式第10号）によるものとする。

2 市長は、住居番号を付定し、又は変更したときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して住居表示板を無償で交付するものとする。

3 建築物の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により交付された住居表示板の著しい破損その他の理由により付替えを必要とする場合は、再交付申請書により住居表示板の再交付を申請することができる。

（住居表示台帳）

第7条 法第9条第1項に規定する住居表示台帳は、縮尺500分の1のものとし、街区ごとに作成しなければならない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に設置されている改正前の伊勢市住居表示に関する条例施行規則様式第 1 号による住居表示板は、改正後の伊勢市住居表示に関する規則様式第 10 号によるものとみなす。



様式第1号（第3条関係）

住居番号付定申請書

申 請 者	住 所
	氏 名
	連 絡 先

建 築 物 の 表 示	氏名又は名称	
	所 在 地	
	建築物の種別	1 住 居 2 事務所 3 事業所 4 その他
完 工 年 月 日	年 月 日	
備 考		

上記建築物に対する住居番号の付定を申請します。

付 定 し た 住 居 番 号	伊勢市 番 号
決 定 年 月 日	年 月 日

決 裁				受付印
課 長	係 長		担 当	

様式第2号（第3条関係）

廃止届

届出者	住所
	氏名
	連絡先

建築物の表示	氏名又は名称	
	所在地	
	建築物の種別	1 住居 2 事務所 3 事業所 4 その他
廃止事由		
廃止する番号	伊勢市	番 号
備考		

上記のとおり届け出ます。

廃止した住居番号	伊勢市	番 号
決定年月日	年 月 日	

決 裁				受付印
課長	係長		担当	

様式第3号（第3条関係）

変更届

届 出 者	住 所
	氏 名
	連 絡 先

建 築 物 の 表 示	氏名又は名称	
	所 在 地	
	建 築 物 の 種 別	1 住 居 2 事 務 所 3 事 業 所 4 その他
変 更 事 由		
変 更 前 の 住 居 番 号	伊勢市	番 号
備 考		

上記のとおり届け出ます。

変更後の住居番号	伊勢市	番 号
決 定 年 月 日	年	月 日

決 裁				受付印
課 長	係 長		担 当	

住居番号変更申出書

申 出 人	住 所
	氏 名
	連 絡 先
申 出 人 区 分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 占用者（居住者）

建 築 物 の 表 示	氏名又は名称	
	所 在 地	
	建 築 物 の 種 別	1 住 居   2 事 務 所   3 事 業 所   4 そ の 他
変 更 事 由		
変 更 前 の 住 居 番 号	伊勢市	番 号
備 考		

次の事項について了承の上、上記建築物に対する住居番号の変更を申し出ます。

<了承していることの確認のため、□にレを記入してください。>

- この申出について、所有者、管理者及び占用者（居住者）の全員が了承していること。
- 住居番号の変更に伴う諸手続は、所有者、管理者及び占用者（居住者）が、各自の負担において行うこと。

変更後の住居番号	伊勢市	番 号
決 定 年 月 日	年	月 日

決 裁				受付印
課 長	係 長		担 当	

様式第5号（第3条関係）

住居番号の付定に関する決定通知書（新規・再交付）

申請の内容	年 月 日	<input type="checkbox"/> 付定の申請 <input type="checkbox"/> 再交付の申請
氏名又は名称		
建築物の種類別	住居・事務所・事業所・その他	
付定した住居番号	伊勢市	番 号
決定年月日	年 月 日	
備考欄		

上記のとおり通知します。

年 月 日

様

伊勢市長



様式第6号（第3条関係）

住居番号の変更に関する決定通知書（新規・再交付）

届出、申出又は申請の内容	年 月 日	<input type="checkbox"/> 変更の届出	<input type="checkbox"/> 変更の申出
		<input type="checkbox"/> 再交付の申請	
氏名又は名称			
建築物の種類別	住居・事務所・事業所・その他		
変更前の住居番号	伊勢市	番	号
変更後の住居番号	伊勢市	番	号
決定年月日	年 月 日		
備考欄			

上記のとおり通知します。

年 月 日

様

伊勢市長



様式第7号（第3条関係）

住居番号の廃止に関する決定通知書（新規・再交付）

届出又は申請の内容	年 月 日	<input type="checkbox"/> 廃止の届出 <input type="checkbox"/> 再交付の申請
氏名又は名称		
建築物の種類別	住居・事務所・事業所・その他	
廃止した住居番号	伊勢市	番 号
決定年月日	年 月 日	
備考欄		

上記のとおり通知します。

年 月 日

様

伊勢市長



様式第8号（第4条、第6条関係）

再交付申請書

申 請 者	住 所
	氏 名
	連絡先

氏名又は名称	
住 居 番 号	伊勢市 番 号
申 請 内 容	1 住居番号の付定に関する決定通知書再交付 2 住居番号の変更に関する決定通知書再交付 3 住居番号の廃止に関する決定通知書再交付 4 住居表示板再交付
申 請 の 事 由	

上記のとおり申請します。

備 考	
再交付年月日	年 月 日

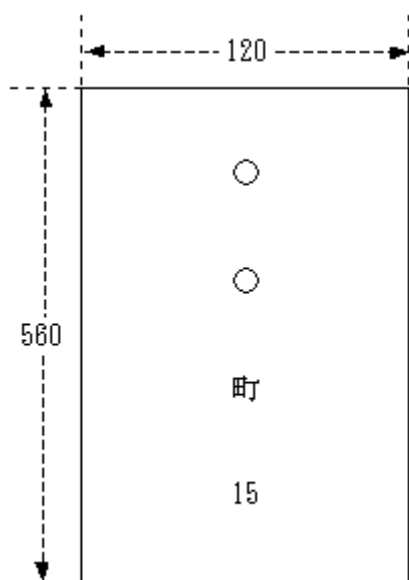
決 裁				受付印
課 長	係 長		担 当	



様式第9号（第5条関係）

街 区 表 示 板

1 寸法 単位ミリメートル

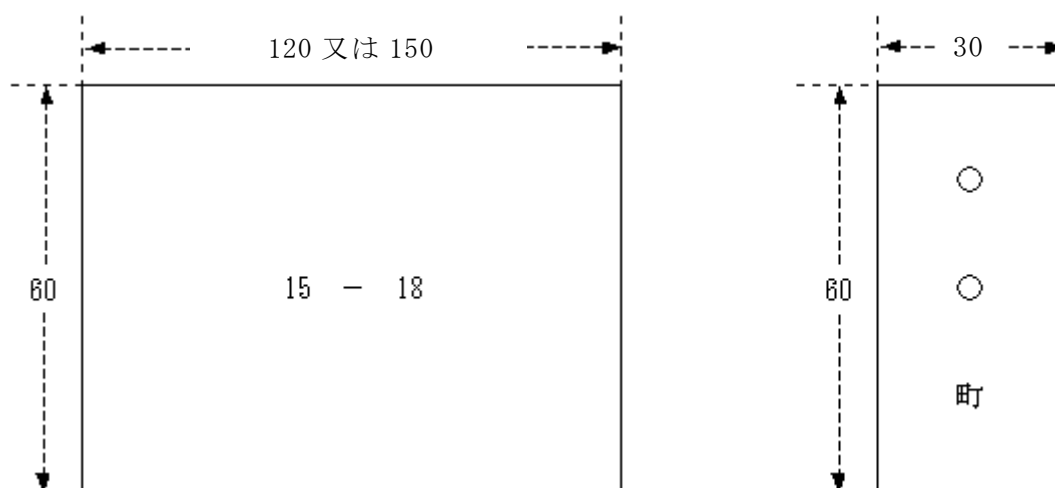


2 文字 町名を縦書き、街区符号を算用数字で記入する。

様式第 10 号（第 6 条関係）

住 居 表 示 板

1 寸法 単位ミリメートル



2 文字 街区符号及び住居番号を算用数字で横書き、町名を縦書きとする。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 34 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則及び伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「受給資格証」を「金銭給付用受給資格証」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する場合において、市長は、当該認定又は更新を受けた受給資格者が小学校就学の始期に達するまでの者であるときは、金銭給付用受給資格証のほか、当該者に対し、伊勢市福祉医療費受給資格証(様式第 3 号。以下「現物給付用受給資格証」という。)を交付するものとする。

第 5 条各号列記以外の部分中「受給資格証」を「金銭給付用受給資格証」に改め、同条第 2 号中「次のとおり」を「次に掲げる日のいずれか早い日」に改め、同号アを次のように改める。

ア 毎年 8 月 31 日

第 5 条第 2 号イ中「9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までに対象者としての要件に該当しなくなる場合は、対象者」を「対象者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 現物給付用受給資格証の有効期間は、前項第 1 号に掲げる日から次に掲げる日のいずれか早い日までとする。

(1) 毎年 8 月 31 日

(2) 対象者としての要件に該当しなくなる日の前日

(3) 対象者が小学校就学の始期に達する日の前日

第6条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「が送付された」を「の送付を受けた」に、「受給資格証」を「受給資格証（金銭給付用受給資格証及び現物給付用受給資格証をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第8条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に、「受給資格証」を「金銭給付用受給資格証」に改め、同条第2項中「受給資格証」を「金銭給付用受給資格証」に、「様式第6号による福祉医療費領収証明書（以下「領収証明書」という。）又は様式第7号若しくは様式第8号による福祉医療費領収証明一覧表（」を「福祉医療費領収証明書（様式第6号。以下「領収証明書」という。）又は福祉医療費領収証明一覧表（様式第7号又は様式第8号。」に改め、「対し」を削り、「とき」を「場合」に、「対象者」を「受給資格者」に改め、同条第3項中「対象者」を「受給資格者」に改める。

第9条中「を超えない範囲の実費の額又は1枚につき200円を超える場合は200円」を「（証明に要する費用の額が200円に満たないときは、当該満たない額）」に改め、同条ただし書中「市長と郡市医師会長等との協定に基づき、保険医療機関が領収証明書の交付に要する費用を対象者から直接徴収しない場合」を「前条第2項の規定により受給資格者から申請があったものとみなされる場合」に改め、「を郡市医師会等又は保険医療機関に交付することにより対象者に対する助成に代えるもの」を削る。

第10条を次のように改める。

（助成の決定及び決定通知）

第 10 条 市長は、条例第 9 条第 2 項の規定により助成の決定をしたときは、医療費助成金交付決定通知書兼現物給付額通知書（様式第 9 号）により、却下の決定をしたときは、福祉医療費助成申請却下決定通知書（様式第 10 号）により受給資格者又は保護者等に通知するものとする。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（保険医療機関への支払等）

第 10 条の 2 市長は、条例第 9 条第 4 項の規定により助成を行う場合は、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保険医療機関から提出された診療報酬明細書により当該保険医療機関に支払うものとする。

2 市長は、診療報酬明細書の提出があった場合において、必要があると認めるときは、保険医療機関に対し、関係書類の提出を求めることができる。

3 市長は、条例第 9 条第 4 項の規定による支払に関する事務を三重県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金三重支部に委託することができる。

4 市長は、条例第 9 条第 4 項の規定による助成額を医療費助成金交付決定通知書兼現物給付額通知書により受給資格者又は保護者等に通知するものとする。

第 11 条及び第 12 条中「第 11 条」を「第 10 条」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

伊勢市福祉医療費受給資格証			
受給資格証番号			
受給資格者	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	住所		
加入医療保険	世帯主(被保険者組合員)の氏名		
	名称		
保護者等氏名			
有効期限		年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日		年 月 日	
発行機関名		伊勢市長 <span style="float: right;">印</span>	

様式第 5 号を削り、様式第 4 号を様式第 5 号とし、様式第 3 号を様式第 4 号とし、様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。



様式第3号（第4条関係）

<b>現物給付</b>		伊勢市福祉医療費受給資格証	
公費負担者番号			
公費受給者番号			
受給資格者	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	住所		
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日		年 月 日	
発行機関名		伊勢市長	印

伊勢市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。  
 万が一使用した場合は、伊勢市への返金が発生しますので、  
 証は速やかに返却してください。

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）

医療費助成金交付決定通知書兼現物給付額通知書

伊勢市長 印

上記医療費助成金について、次のとおり通知します。

年 月 日

- 1 振込場所
- 2 助成の金額

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

診 療 年 月	診 療 を 受 け た 病 院 名 ・ 科 目	医 療 費	証 明 書 料	助 成 金 額（ 合 計 ）
合		計		

◎住所、健康保険の被保険者証、振込口座等の内容に変更があった場合は、市役所本庁・各総合支所・各支所まで届出をお願いします。

(伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年伊勢市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同条第4号を削り、同条第3号中「第11条」を「第10条」に改め、「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を、「変更の届出」の次に「の受理、その届出」を、「審査」の次に「又はその届出に対する応答」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第5条及び第7条の障害者に係る福祉医療費及び証明書料の助成に関する事務

第3条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による障害者に係る受給資格証に関する事務

第4条第1号中「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同条第4号を削り、同条第3号中「第11条」を「第10条」に改め、「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を、「変更の届出」の次に「の受理、その届出」を、「審査」の次に「又はその届出に対する応答」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第5条及び第7条の一人親家庭等の母等に係る福祉医療費及び証明書料の助成に関する事務  
第4条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による一人親家庭等の母等に係る受給資格証に関する事務

第5条第1号中「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同条第4号を削り、同条第3号中「第11条」を「第10条」に改め、「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同号を同条第5号とし、同条第2号中「に係る福祉医療費」の次に「及び証明書料」を加え、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例第5条及び第7条のこどもに係る福祉医療費及び証明書料の助成に関する事務

第5条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例によるこどもに係る受給資格証に関する事務

第9条第2号中「第3条第2号」を「第3条第3号」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「第3条第3号」を「第3条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第3条第4号に掲げる事務 当該申請に係る障害者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第10条第2号中「第4条第2号」を「第4条第3号」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「第4条第3号」を「第4条第5号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第4条第4号に掲げる事務 当該申請に係る一人親家庭等の母等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による

保険給付の支給に関する情報

第 11 条第 2 号中「第 5 条第 2 号」を「第 5 条第 3 号」に改め、同条第 4 号を削り、同条第 3 号中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 5 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 5 条第 4 号に掲げる事務 当該申請に係るこどもの保護者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 4 条第 3 項の規定による伊勢市福祉医療費受給資格証の交付及び新規則第 10 条の 2 第 3 項の規定による委託並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

伊勢市庁舎管理規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第35号

### 伊勢市庁舎管理規則

伊勢市庁舎管理規則（平成17年伊勢市規則第51号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、庁舎の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 庁舎 本市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地（直接公共の用に供するものを除く。）で市長の管理に属するものをいう。
- (2) 本庁舎 伊勢市役所本館及び東館をいう。

（庁舎管理者）

第3条 庁舎の管理を行わせるため庁舎管理者を置く。

2 前項の庁舎管理者は、次の表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をもって充てる。

区分	庁舎管理者
本庁舎	総務部管財契約課長
総合支所	総合支所長
伊勢市支所	支所長
消防本部	消防長
消防署（消防分署及び消防出張所を含む。）	当該消防署の長
中須水源地	上下水道部上水道課水源係長



- 3 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員がその職務を行うものとする。
- 4 庁舎管理者は、前項の規定により指定した職員の職及び氏名を市長に報告しなければならない。
- 5 庁舎管理者は、その所管する庁舎について、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 秩序の維持及び美観の保持に関すること。
  - (2) 火災、盗難その他災害の防止に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎の管理に関すること。

(各室管理者)

第4条 庁舎管理者は、必要があると認めるときは、各室の使用規整及び秩序の維持に当たらせるため、各室管理者及びその代理をする職員を指定することができる。

(庁舎の出入り)

第5条 庁舎管理者又は各室管理者は、庁舎又は各室に出入りしようとする者に対し、管理上必要と認めるときは、その氏名及び出入りの目的を明らかにさせることができる。

(出入口の開閉時間)

第6条 庁舎の出入口の開閉時間は、庁舎管理者が別に定める。

(閉庁時の庁舎への出入り)

第7条 閉庁時に庁舎へ出入りしようとする者は、あらかじめ、庁舎管理者が指定した者の承認を受けなければならない。

(会議室の使用)

第8条 会議室を使用しようとする職員は、あらかじめ、庁舎管理者又は各室管理者の許可を受けなければならない。

(拾得物の届出)

第9条 庁舎において遺失物を拾得した者は、直ちに当該拾得した遺失物

を庁舎管理者に届け出なければならない。

(自動車の駐車等)

第10条 庁舎管理者は、庁舎の構内管理のため必要があると認めるときは、自動車その他の車両の通行若しくは駐車を制限し、又は禁止することができる。

(禁止行為)

第11条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 庁舎その他の物件を損傷し、汚損し、又は持ち出すこと。
- (2) 爆発又は引火のおそれのある物件の付近で火気を取り扱うこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で喫煙すること。
- (4) 立入りを禁止された区域に立ち入ること。
- (5) 脅迫、威圧的な言動、暴言、けん騒その他不穏当な言動をすること。
- (6) 通行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為をすること。
- (7) 職員に面会を強要すること。
- (8) 正当な理由なく、閉庁後に庁舎にいること。
- (9) 他人に迷惑を及ぼし、又は公務の執行を妨害する行為をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の秩序の維持又は災害の防止に支障となる行為をし、又はしようとする事。

(許可を必要とする行為)

第12条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、庁舎における行為許可申請書(別記様式)を庁舎管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市長が別に指定した行為については、この限りでない。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をすること。
- (2) ビラ、ポスター、看板、のぼりその他これらに類するものを掲示し、又は配布すること。

- (3) 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。
- (4) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 団体見学
- (6) 集会その他これに類する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎を公務の執行以外の目的で使用すること。

2 前項第2号に規定する物件について、同項の規定による許可の申請をする場合は、当該物件を提示し、又はその大きさ、内容等を当該申請書に明記しなければならない。

3 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(集団立入りの制限)

第13条 庁舎管理者は、多数の者が集団で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所の制限、庁舎への立入りの禁止その他の必要な措置を講ずることができる。

(違反行為に対する措置)

第14条 庁舎管理者は、次のいずれかに該当する者に対し、庁舎への立入りを拒否し、許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、行為を禁止し、若しくは制限し、又は庁舎からの退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 第5条の規定に違反して氏名及び出入りの目的を明らかにしない者
- (2) 第7条、第10条、第11条又は第12条第1項の規定に違反した者
- (3) 第12条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (4) 前条の規定による措置に従わない者

2 庁舎管理者は、次のいずれかに該当するときは、前項の規定による物

件の撤去命令に係る物件（以下「違反物件」という。）を自ら撤去することができる。

- (1) 違反物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を撤去しないとき。
- (2) 違反物件の撤去を命ぜられた者若しくは命ずべき者が不在の場合又は違反物件の撤去を命ずべき者が判明しない場合で、庁舎の管理上緊急を要するとき。

3 市長は、庁舎その他の物件に損害を与えた者に対して、その損害を賠償させることができる。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市庁舎管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第12条関係）

庁舎における行為許可申請書

年 月 日

（宛先）庁舎管理者

住 所

申請者

氏 名

下記のとおり庁舎における行為の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 日 時 自 年 月 日 時 分から  
至 年 月 日 時 分まで

2 場 所

3 目 的

4 庁舎における行為の概要（人数、数量、大きさ等）

5 責任者

6 その他

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 庁舎管理者が必要と認める書類を添付してください。

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第36号

### 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に、「第59条の2」を「第59条の2第1項」に、「「100分の80」」を「、「100分の80」」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第49条の2第2項又は法第59条の2第2項の規定を適用する場合には、第1項第1号から第5号までの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

別表条例第10条第1項第1号に掲げる事由に該当する場合の項中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

様式第6号を次のように改める。

介護保険 要介護・要支援認定  
要介護・要支援更新認定  
要介護・要支援認定区分変更 申請書

（宛先）伊勢市長

次のとおり申請します。 新規申請 更新申請 区分変更申請 申請年月日 年 月 日

被 保 険 者	被 保 険 者 番 号	個 人 番 号					
	氏 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日			
				性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
住 所	〒		電話番号 — —				
更 新 ・ 変 更 認 定 申 請 の 場 合	前回の要介護認定の結果等	要支援 1 2	要介護 1 2 3 4 5				
		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	変更申請理由 ※区分変更申請の場合						
訪 問 調 査 先 (上記住所と異なる場合)	〒		<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 介護保険施設等 電話番号 — — (施設名 )				
調 査 日 程 等 連 絡 先	氏名		(被保険者との関係 ) 電話番号 — —				
認 定 結 果 の 希 望 送 付 先	<input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 訪問調査先 <input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> その他( )						
申 請 者	氏 名 ・ 名 称 提出代行の場合は□ にチェックしてくだ さい。	<input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 指定介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 指定介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 介護医療院				被保険者との関係  <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 提出代行者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	住 所 ・ 所 在 地	〒		電話番号 — —			

※申請者が被保険者本人の場合は、申請者住所・電話番号は記載不要です。  
 ※提出代行者は押印してください。(その他の方は押印不要です。)

主 治 医	医 師 名	医 療 機 関 名		
	所 在 地	〒 電話番号 — —		

※第2号被保険者(40歳から64歳までの医療保険加入者)のみ記入

医 療 保 険 者 名 (医療保険者番号)	( )	医 療 保 険 被 保 険 者 証 記 号 番 号	
特 定 疾 病 名			

- 1 主治医、担当調査員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等の関係人から審査判定結果について照会があった場合、審査判定結果を提示することに同意します。
- 2 更新申請において、現在受けている要介護（支援）認定の有効期間内に要介護（支援）認定を行うことができる場合であれば、申請日から30日を超えて処分を行う場合であっても、処理見込期間とその理由の通知（延期通知）を省略することに同意します。

年 月 日

本人氏名 \_\_\_\_\_

- (注) 1 介護保険被保険者証をお持ちの方は添付してください。  
 2 40歳から64歳までの方は医療保険被保険者証を提示してください。



様式第32号中「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に改める。

様式第38号中「又は8割」を「、8割又は7割」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第18条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費又は特例施設介護サービス費の支給について適用し、施行日前に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費又は特例施設介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 7 月 30 日

伊勢市教育委員会

教育長職務代理者 松田 丈輔

## 伊勢市教育委員会規則第9号

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則  
の一部を改正する規則

伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に関する規則  
(平成17年伊勢市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表2中学校の表豊浜中学校の項及び北浜中学校の項を削り、同表小俣  
中学校の項中「小俣町全域(調整区域を除く。)」を「小俣町相合 小俣町  
新村 小俣町湯田 小俣町元町 小俣町本町 小俣町宮前(調整区域を除  
く。)」に改め、同表伊勢宮川中学校の項の次に次のように加える。

桜浜中 学 校	西豊浜町 植山町 磯町 東豊浜町 檜原町 有滝町 村松町 東大淀町 柏町 御菌町上條の一部(御菌小学 校の通学区域を除く。)
---------------	--

別表2中学校の表調整区域の部北浜中学校又は小俣中学校の項を削り、  
同部に次のように加える。

小俣中 学 校又は 桜 浜中 学 校	野村町 小俣町明野
--------------------------------------	-----------

附 則

この規則は 平成31年4月1日から施行する。

伊勢市守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 30 年 7 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第3号

伊勢市守衛服務規程の一部を改正する訓令

伊勢市守衛服務規程（平成17年伊勢市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「平成17年伊勢市規則第51号」を「平成30年伊勢市規則第 号」に、「第2条第3項」を「第2条第2号」に、「本庁舎の建物」を「本庁舎」に、「本庁舎」を「本庁舎等」に改め、同条第2号中「下付」を「交付」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「前条第1項第1号に規定する本庁舎」を「本庁舎等」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 管理規則第7条の規定による承認をすること。

第4条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「第12条」を「第11条」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第13条」を「第12条」に、「制限行為」を「許可を必要とする行為」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第14条」を「第13条」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 鍵の保管及び受渡しを厳正にし、受渡しの時刻並びに相手方の所属及び職氏名を記録すること。

第4条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第5条中「守衛は」の次に「、本庁舎の巡視に関し」を加える。

### 附 則

この訓令は、平成30年8月6日から施行する。

## 伊勢市告示第 107 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

下長屋区

### 2 規約に定める目的

本区は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等区域内の構成員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館、共同墓地、児童公園等施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

### 3 区域

伊勢市御薊町長屋 793 番地 1 から 1070 番地 3 まで(1054 番地は除く)、1073 番地 9、1081 番地 1 から 1084 番地 10 まで (1082 番地 2 は除く)、1085 番地 8 から 1097 番地 3 まで、1130 番地 1 から 1198 番地 2 まで、1223 番地 1 から 1278 番地 1 まで、1558 番地 1 から 1662 番地 1 まで、1697 番地から 1707 番地 2 まで (1704 番地 1 から 1704 番地 4 は除く)、1722 番地から 1724 番地まで、1963 番地 3 から 2244 番地 1 まで、2247 番地から 2341 番地まで、2623 番地 1 から 2650 番地 2 まで及び 2745 番

地の区域

4 主たる事務所

伊勢市御菌町長屋 1599 番地 2

5 代表者の氏名及び住所

中西 好一郎

伊勢市御菌町長屋 1131 番地 2

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総構成員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

平成 30 年 7 月 1 日

## 伊勢市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 30 年 7 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 名称

神田町内会

### 2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

### 3 区域

伊勢市神久 4 丁目 5 番 28 号から 37 号まで、7 番 26 号から 39 号まで、8 番 11 号から 22 号まで、9 番 2 号から 14 号まで、10 番 3 号から 61 号まで、11 番 13 号から 27 号まで及び神田久志本町 803 番地から 963 番地 9 までの区域

### 4 主たる事務所

伊勢市神久 4 丁目 7 番 26 号

### 5 代表者の氏名及び住所



大倉 洋介

伊勢市神田久志本町 963 番地 9

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 地方自治法第 260 条の 20

(2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

9 認可年月日

平成 30 年 7 月 5 日

伊勢市告示第 109 号

平成 30 年 7 月 11 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 30 年度補正  
予算の要領は、次のとおりです。

平成 30 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成30年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、161,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、55,135,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,717,184	10,810	6,727,994
	2 国庫補助金	983,891	10,810	994,701
16 県支出金		3,127,935	31,947	3,159,882
	2 県補助金	905,748	31,947	937,695
20 繰越金		50,000	25,718	75,718
	1 繰越金	50,000	25,718	75,718
22 市債		8,811,000	93,400	8,904,400
	1 市債	8,811,000	93,400	8,904,400
歳入合計		54,973,542	161,875	55,135,417

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		18,751,354	4,152	18,755,506
	1 社会福祉費	4,988,430	3,061	4,991,491
	4 生活保護費	2,218,587	1,091	2,219,678
6 農林水産業費		904,643	59,101	963,744
	1 農業費	704,494	59,101	763,595
9 土木費		5,581,628	28,000	5,609,628
	2 道路橋梁費	1,216,938	11,000	1,227,938
	5 都市計画費	2,876,658	17,000	2,893,658
11 教育費		7,521,648	565	7,522,213
	1 教育総務費	1,137,535	565	1,138,100
12 災害復旧費		36	70,057	70,093
	2 公共土木施設災害復旧費	15	70,057	70,072
歳出合計		54,973,542	161,875	55,135,417

## 第 2 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業債	70,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金、地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
土 地 改 良 事 業 債	51,600	75,000

平成30年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 新病院建設事業	7,771,010 千円	△ 5,087 千円	7,765,923 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 294,944千円は、当年度分損益勘定留保資金等 294,944千円で補填するものとする。）  
（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	8,531,384	△ 5,087	8,526,297
第1項	建設改良費	8,100,342	△ 5,087	8,095,255

伊勢市告示第 110 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事業所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、その期限を延長します。

平成 30 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 期限を延長する地域

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市

広島県	尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

2 延長後の期限

別途告示で定める期日

3 期限を延長する理由

平成 30 年 7 月豪雨により被災した可能性があるため。



伊勢市告示第 111 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
中村 25-22 号 線	中村町字桶子 325 番 393 地先		
	中村町字桶子 325 番 436 地先		

伊勢市告示第 112 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
新村 30-1 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 106 地先		
	小俣町新村字一ノ岡 558 番 214 地先		
新村 30-2 号線	小俣町新村 347 番 2 地先		
	小俣町新村 166 番 21 地先		
新村 30-3 号線	小俣町新村 166 番 13 地先		
	小俣町新村 161 番 1 地先		
相合 30-4 号線	小俣町相合 913 番 5 地先		
	小俣町相合 913 番 2 地先		
相合 30-5 号線	小俣町相合 1161 番 1 地先		
	小俣町相合 1159 番地先		
上地 30-6 号線	上地町字中郷西 576 番地先		
	上地町字中郷西 571 番 3 地先		

上地 30-7 号線	上地町字中郷西 584 番地先		
	上地町字中郷西 623 番 1 地先		
上地 30-8 号線	上地町字下未起 4432 番地先		
	上地町字下未起 4428 番地先		
上地 30-9 号線	上地町字下未起 4429 番 15 地先		
	上地町字下未起 4429 番 13 地先		
小俣本町 30-10 号線	小俣町本町 341 番 71 地先		
	小俣町本町 341 番 55 地先		
小俣本町 30-11 号線	小俣町本町 341 番 148 地先		
	小俣町本町 341 番 148 地先		
小俣本町 30-12 号線	小俣町本町 341 番 164 地先		
	小俣町本町 341 番 158 地先		
小俣本町 30-13 号線	小俣町本町 341 番 55 地先		
	小俣町本町 341 番 71 地先		
元町 30-14 号線	小俣町元町 206 番 2 地先		
	小俣町元町 206 番 9 地先		
新開 30-15 号線	御菌町新開字音潮寺 902 番 6 地先		
	御菌町新開字音潮寺 909 番 7 地先		
新開 30-16 号線	御菌町新開字音潮寺 909 番 5 地先		
	御菌町新開字音潮寺 909 番 3 地先		
高向 30-17 号線	御菌町高向字的場 2037 番 2 地先		
	御菌町高向字的場 2023 番 2 地先		
高向 30-18 号線	御菌町高向字的場 2037 番 11 地先		
	御菌町高向字的場 2036 番 1 地先		

西豊浜 30-19 号線	西豊浜町字鳥干 1609 番 9 地先		
	西豊浜町字鳥干 1608 番 2 地先		
馬瀬 30-20 号線	馬瀬町字馬瀬新田 1202 番 9 地先		
	馬瀬町字馬瀬新田 1202 番 20 地先		
佐八 30-21 号線	佐八町字下新畑 1720 番 65 地先		
	佐八町字下新畑 1720 番 65 地先		
大湊 30-22 号線	大湊町字浜新地 530 番 2 地先		
	大湊町字浜新地 530 番 5 地先		
中村 25-22 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先		
	中村町字桶子 325 番 447 地先		
楠部 30-23 号線	楠部町字日所稼 510 番 51 地先		
	中村町字桶子 325 番 149 地先		

伊勢市告示第 113 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	新村 30- 1 号線	6. 0～13. 1	76
市 道	新村 30- 2 号線	6. 0～10. 0	69
市 道	新村 30- 3 号線	6. 0～9. 4	8
市 道	相合 30- 4 号線	6. 0～9. 7	60
市 道	相合 30- 5 号線	6. 0～13. 9	64
市 道	上地 30- 6 号線	6. 0～9. 4	55
市 道	上地 30- 7 号線	6. 0～13. 0	72
市 道	上地 30- 8 号線	6. 0～13. 8	47
市 道	上地 30- 9 号線	6. 0～13. 0	47

市道	小俣本町 30-10 号線	6.0～13.0	117
市道	小俣本町 30-11 号線	6.0～12.5	94
市道	小俣本町 30-12 号線	6.0～13.0	24
市道	小俣本町 30-13 号線	6.0～10.5	95
市道	元町 30-14 号線	6.0～12.4	32
市道	新開 30-15 号線	6.0～13.0	42
市道	新開 30-16 号線	6.0～10.0	7
市道	高向 30-17 号線	6.0～13.1	59
市道	高向 30-18 号線	6.0～13.1	27
市道	西豊浜 30-19 号線	6.0～13.4	67
市道	馬瀬 30-20 号線	6.0～13.0	35
市道	佐八 30-21 号線	5.5～12.0	128
市道	大湊 30-22 号線	6.0～16.0	44
市道	中村 25-22 号線	6.0～13.0	224
市道	楠部 30-23 号線	6.0～6.0	37

伊勢市告示第 114 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
新村 30-1 号線	小俣町新村字一ノ岡 558 番 106 地先 小俣町新村字一ノ岡 558 番 214 地先	平成 30 年 7 月 27 日
新村 30-2 号線	小俣町新村 347 番 2 地先 小俣町新村 166 番 21 地先	平成 30 年 7 月 27 日
新村 30-3 号線	小俣町新村 166 番 13 地先 小俣町新村 161 番 1 地先	平成 30 年 7 月 27 日
相合 30-4 号線	小俣町相合 913 番 5 地先 小俣町相合 913 番 2 地先	平成 30 年 7 月 27 日
相合 30-5 号線	小俣町相合 1161 番 1 地先 小俣町相合 1159 番地先	平成 30 年 7 月 27 日
上地 30-6 号線	上地町字中郷西 576 番地先 上地町字中郷西 571 番 3 地先	平成 30 年 7 月 27 日
上地 30-7 号線	上地町字中郷西 584 番地先 上地町字中郷西 623 番 1 地先	平成 30 年 7 月 27 日

上地 30-8 号線	上地町字下未起 4432 番地先 上地町字下未起 4428 番地先	平成 30 年 7 月 27 日
上地 30-9 号線	上地町字下未起 4429 番 15 地先 上地町字下未起 4429 番 13 地先	平成 30 年 7 月 27 日
小俣本町 30-10 号線	小俣町本町 341 番 71 地先 小俣町本町 341 番 55 地先	平成 30 年 7 月 27 日
小俣本町 30-11 号線	小俣町本町 341 番 148 地先 小俣町本町 341 番 148 地先	平成 30 年 7 月 27 日
小俣本町 30-12 号線	小俣町本町 341 番 164 地先 小俣町本町 341 番 158 地先	平成 30 年 7 月 27 日
小俣本町 30-13 号線	小俣町本町 341 番 55 地先 小俣町本町 341 番 71 地先	平成 30 年 7 月 27 日
元町 30-14 号線	小俣町元町 206 番 2 地先 小俣町元町 206 番 9 地先	平成 30 年 7 月 27 日
新開 30-15 号線	御菌町新開字音潮寺 902 番 6 地先 御菌町新開字音潮寺 909 番 7 地先	平成 30 年 7 月 27 日
新開 30-16 号線	御菌町新開字音潮寺 909 番 5 地先 御菌町新開字音潮寺 909 番 3 地先	平成 30 年 7 月 27 日
高向 30-17 号線	御菌町高向字的場 2037 番 2 地先 御菌町高向字的場 2023 番 2 地先	平成 30 年 7 月 27 日
高向 30-18 号線	御菌町高向字的場 2037 番 11 地先 御菌町高向字的場 2036 番 1 地先	平成 30 年 7 月 27 日
西豊浜 30-19 号線	西豊浜町字鳥干 1609 番 9 地先 西豊浜町字鳥干 1608 番 2 地先	平成 30 年 7 月 27 日
馬瀬 30-20 号線	馬瀬町字馬瀬新田 1202 番 9 地先 馬瀬町字馬瀬新田 1202 番 20 地先	平成 30 年 7 月 27 日
佐八 30-21 号線	佐八町字下新畑 1720 番 65 地先 佐八町字下新畑 1720 番 65 地先	平成 30 年 7 月 27 日
大湊 30-22 号線	大湊町字浜新地 530 番 2 地先 大湊町字浜新地 530 番 5 地先	平成 30 年 7 月 27 日



中村 25-22 号線	中村町字桶子 325 番 302 地先 中村町字桶子 325 番 447 地先	平成 30 年 7 月 27 日
楠部 30-23 号線	楠部町字日所稼 510 番 51 地先 中村町字桶子 325 番 149 地先	平成 30 年 7 月 27 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 17 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 30 年 7 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 30 年 8 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
勢田町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市公告第62号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成30年7月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町松下	ダックス雑	茶	雄	中	91日 以上	赤い首輪、 リード

2 抑留した日 平成30年7月18日

3 抑留期限 平成30年7月25日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 63 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度固定資産税・都市計画税督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 7 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 64 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 30 年 7 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

## 伊勢市公告第 65 号

都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 50 条の 8 第 1 項の規定により、三重県知事から送付を受けた伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を同条第 3 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 30 年 7 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

### 2 縦覧期間

平成 30 年 7 月 24 日から都市再開発法第 100 条第 2 項又は第 125 条の 2 第 5 項の公告の日まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)

### 3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

伊勢市公告第66号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成30年7月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	川端町	ブルドッグ	茶白	雌	中	91日 以上	

2 抑留した日 平成30年7月29日

3 抑留期限 平成30年8月6日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市監査委員公表第5号

平成29年度定期監査等結果（後期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年7月20日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 野口 佳子



定期監査等結果（後期）に対する措置状況

【情報戦略局】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
情報調査室	（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。調査業務や計画策定業務などが要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。	「実施中」 事務分担の平準化や各業務の適切な進捗管理に努めることにより、時間外勤務の削減を図ります。

【環境生活部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措 置 状 況
市民交流課	（１）時間外勤務が月60時間を超えている職員がいる。事業実施にかかるものが主な要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。  （２）事務補助団体の経理において、現金の長期保管、繰越金の収入決議書作成漏れが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。  （３）いせ出会い支援センター運営業務委託において、仕様書に定められた報告書が提出されていない。仕様書どおり提出するよう求められたい。	「実施中」 業務に係で抱え込まず、課全体で分担して取り組んでいます。  「措置済み」 繰越金の収入決議書作成済み。 「実施中」 現金の長期保管については、課内の意識を高め、当日または翌日に処理します。  「措置済み」 今後は、仕様書に基づき報告書が提出されているかどうか確認を行います。また、受注者に対して指導を行いました。
人権政策課	（１）事務補助団体の経理において、立替払いが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。	「措置済み」 経理については、伊勢市会計規則に則り、公金に準じた事務処理を行うよう、改善済みです。
環境課	（１）時間外勤務が月60時間を超えている職員がいる。業務方法の見直	「実施中」 係の業務を整理し、事務の平準化を

	しを図り、削減の努力をされたい。	図るとともに特定の職員に業務が偏らないよう、業務分担することで時間外勤務の削減に努めています。
--	------------------	---

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
健康課	<p>（１）がん検診委託料の振込において、多数の訂正処理が見受けられた。時間と労力を要することであり、十分注意をされたい。</p> <p>（２）支出負担行為の遅延が複数見受けられた。事務のチェック体制を整え、防止策を講じられたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>がん検診委託料の支払いについては、従来の処理方法を見直し、支払データ作成時における改善を行いました。また、複数名でのチェックを徹底し、今後誤りが生じないように努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>補助金の交付決定時において、支出負担行為の手続きを起案者ほか複数で確認することとし、伊勢市予算の編成及び執行に関する規則に基づき適正な事務処理を行います。</p>
医療保険課	<p>（１）口座振替納付事務手数料の支出において、資金前渡の精算処理が遅延しているものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>資金前渡の事務処理については引継ぎもれであったため、他の財務事務についても各自改めて手引きにより確認を行いました。</p>
高齢者支援課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業実施にかかるとのものが主な要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。</p> <p>（２）資金前渡や旅費の概算払いにおいて、期限内に精算処理されていないものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>測定会夜間開催分を集約するなど、事業見直しを行いました。これからも外部委託を進めながら職員の時間外勤務の削減に努めます。</p> <p>「実施中」</p> <p>資金前渡や旅費の概算払いにおいて、期限内精算を徹底しています。今後も会計規則に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>

生活支援課	(1) 課長の復命書が本人決裁になっているものが見受けられた。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。	「措置済み」 事務決裁規程に基づき、適正な決裁権者に訂正しました。また、あらためて事務決裁規程を課内周知し、再発防止に努めました。
こども課	(1) 研修会の参加負担金において、資金前渡の出金忘れにより立替払いしているものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な会計処理をされたい。	「措置済み」 係内で複数人にて資金前渡の出金確認を行い、会計規則に基づき、適正な会計処理を行うように努めます。
障がい福祉課	指摘事項 (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。  (2) 郵便切手受払簿と現物に相違が見受けられた。切手は現金に準ずるものであり、厳正に管理されたい。	「措置済み」 年度当初に長時間の時間外勤務があったが、改善によりその後、月 60 時間を超えるものはありません。今後も時間外勤務の削減に努めてまいります。  「措置済み」 受払簿に記載の際、券種の差し替え交換により修正を怠ったものであり、今後、確実に間違いの無いよう記載することを職員に徹底しました。

【選挙管理委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
選挙管理委員会事務局	(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務の性質上の事務集中ではあるが、業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。	「実施中」 市長市議会議員選挙に関しては、これまでの行程を見直し、時間外勤務による担当職員への負担軽減に努めてきたところです。 時間外勤務については継続的なものではなく、9月28日に衆議院の急な解散により2週連続で3つの選挙が執行されたことにより生じたものです。 今後も、業務行程等を見直し時間外勤務数の削減に努めるとともに、多くの業務が発生する選挙執行時には期間

		<p>限定職員を増員する等して時間外勤務の削減に努めていきます。</p> <p>また、時間外勤務が特定の職員に偏ることがないように事務分担の平準化に努めていきます。</p>
--	--	--

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
基盤整備課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>60 時間超過の原因は 2 度にわたる災害の関連業務と通常業務が重なったことであるため、通常業務の平成 30 年度発注予定を、これまで以上に災害発生時期を意識して作成しました。</p> <p>また、業務の平準化を図るため係の枠を超えた担当割を実施しました。</p>

【小俣総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
生活福祉課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。契約事務など経常業務が要因となっている。業務分担や方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。</p> <p>（２）復命書において、形式を満たしていないものが見受けられた。適正な事務管理をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>特定の職員に負担がかかることがないように、課内で事務分担を見直すなど、平準化に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>速やかに処理を行いました。</p> <p>今後は、適正な事務管理に努めます。</p>

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
水道事業	<p>（１）水道料金等徴収業務委託にかかる選定委員会について、報告書は作成されているものの、議事録が作成されていない。選定経過を市民に説明するためにも作成されたい。</p>	<p>（１）「措置済み」</p> <p>水道料金等徴収業務委託にかかる選定委員会の議事につきましては、その概要を報告書としてまとめておりましたが、今後は、議事録として調製します。</p>

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（指摘事項）	措置状況
教育総務課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。契約事務や予算編成事務など経常業務が要因となっている。業務分担や方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。</p> <p>（２）口座振替納付事務手数料の支出において、資金前渡の精算処理が遅延しているものが見受けられた。会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。</p> <p>（３）自動火災報知設備等保守点検業務委託において、実施報告書の提出が遅延しているものが見受けられた。仕様書に基づいた報告を指導されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>課内での協力体制を見直すとともに、特定の職員に負担がかかることがないように事務分担の平準化に努め、時間外削減を図ります。</p> <p>「措置済み」</p> <p>口座振替データの銀行提出と同時に、精算処理を行うこととしました。なお、平成 30 年度からは収納推進課で一括して支出を行うこととなりました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>委託業者に仕様書の内容を遵守するよう指導しました。</p>
学校教育課	<p>（１）事務補助団体の経理において、支出伺いの記載内容が不十分なものと決裁を受けていないもの、また立替払いをしているものや領収書の添付がないものが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>事務補助団体においても、公務である責務を認識し、伊勢市会計規則に準じた適正な事務処理を徹底しています。</p>
社会教育課	<p>（１）時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>業務計画を立て効率よく事務を行い、事務量の削減に努めるとともに、全体の時間外勤務の削減及び一部の職員に業務が集中することが無いよう、適時業務分担の見直し等を行っています。</p>

スポーツ課	<p>(1) 大仏山公園スポーツセンター多目的グラウンド除草業務委託において、同一の作業区域に対して時期を空けずに追加で同業務を委託している。適正な発注方法を検討されたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>当該業務については、早急に除草業務を行う必要があったことから、同一区域に対して、追加委託を行ったものですが、今後は、作業時期、作業内容を見極めて、適正な処理に努めます。</p>
文化振興課	<p>(1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。事業実施にかかるものが主な要因である。業務方法の見直しを図り、削減の努力をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>恒常的に業務過多の状況に加え、伊勢音頭の文化財指定、賓日館の耐震化対応などの事務に時間外対応を余儀なくされています。業務の偏りが生じないよう分散化させることで、時間的な平準化を図ってまいります。</p>
各小中学校・幼稚園	<p>(1) 学校給食の経理において、現金の長期保管、立替払い、請求額以上に支払いその差額を翌月の支払に充当している例が見受けられた。公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。</p> <p>(2) 通帳、現金管理の方法において、金庫を施錠していない例や現金を別保管している事例が見受けられた。紛失や盗難の恐れもあることから、改善措置を図られたい。</p> <p>(3) 体育施設利用運営委員会の経理において、消耗品代金が請求から 30 日を過ぎて支払われているものが見受けられた。公金の取扱いに準じた事務処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>公金の取扱いに準じた適正な事務処理を行うよう指導しました。また、月ごとの支払いや経理簿について、複数で確認するとともに、管理職の責任において指導・確認を確実に行うこととしました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>通帳、現金については金庫で保管することとし、確実に施錠することとしました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>日頃から支払い漏れがないか確認をし、適正な事務及び経理処理が行われるよう指導しました。</p>

伊勢市監査委員公表第6号

平成29年度財政援助団体等監査結果（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年7月20日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣

伊勢市監査委員 中井 豊

伊勢市監査委員 野口 佳子

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢まちづくり株式会社】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
伊勢まちづくり株式会社	（ア）中心市街地商店街等空店舗対策支援事業補助金のうちテナント確保支援事業において、補填した賃料の領収書が添付されていないにもかかわらず、補助金を交付しているものが見受けられた。補助金の支出証拠の確認を確実に行われたい。	「措置済み」 今後は、補助金の支出証拠書類の提出を確認した上で、補助金を交付するよう徹底しました。

【賓日館】

所管課等	監査結果（指摘事項）	措置状況
二見総合支所 生活福祉課	（ア）基本協定書に定められている文書管理規程及び情報公開規程、仕様書に定められている経理規程が作成されていない。協定書等の規定を遵守するよう指定管理者への指導をされたい。  （イ）基本協定書及び年度協定書に収入印紙が貼付されているが、協定書は課税物件ではない。収入印紙の貼付は不要であり、指定管理者に指導されたい。	「検討中」 規程が作成されておきませんが、現状としては市に準じて、また市と協議しながら適正に取り扱いがされています。平成 31 年度の指定管理更新時期を控え、基本協定書等を見直す時期でもあることから、規程の作成を定める条項についても内容を精査し、整えた上で必要な規程について作成するよう指導を行います。  「措置済み」 指導を行い、平成 30 年度の年度協定から収入印紙の貼付を不要としました。
特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会	（ア）基本協定書に定められている文書管理規程及び情報公開規程、仕様書に定められている経理規程が作成されていない。協定書等の規定を遵守し早期に作成されたい。	「検討中」 規程が作成されておきませんが、現状としては市に準じて、また市と協議しながら適正に取り扱いしているところです。担当部署からの指導に基づき、今後必要な規程を作成していきます。



伊勢市監査委員公表第7号

平成29年度財政援助団体等監査結果（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年7月20日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 野口 佳子

財政援助団体等監査結果に対する措置状況

【伊勢まちづくり株式会社】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
商工労政課	（ア）中心市街地商店街等空店舗対策支援事業補助金について、補助金の使途確認のため最終支払い証拠の試査・照合の審査をしていただきたい。	「実施中」 補助金の使途確認のため、最終支払証拠書類の試査・照合を実施し、適正な補助金の交付を行います。

【賓日館】

所管課等	監査結果（意見）	措 置 状 況
二見総合支所 生活福祉課	（ア）賓日館に多数の物品の寄贈を受けている。受贈物件について帰属を整理されるとともに、登録管理を指導していただきたい。	「措置済み」 受贈物件については、指定管理者である特定非営利活動法人 二見浦・賓日館の会に帰属し、簿冊にて登録管理されていることを確認しました。